

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児期早期は母親が育児不安を強く感じるため、保健センターなどによる家庭訪問を実施する事業です。出生数を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

【現在の取組み】

①すくすく赤ちゃん訪問事業（保健センター・子ども育成課）

生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握などを行います。訪問を受けられなかった家庭にも、児童センター職員が民生児童委員の協力を得て訪問し、各種の子育て支援情報の提供や交流会への参加を促し、育児不安の解消を図っています。

表5-1 すくすく赤ちゃん訪問事業訪問件数など

(件)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問件数		2,455	2,672	2,828
内訳	保健センター	2,402	2,642	2,810
	児童センター	53	30	18
出生通知票受理件数		2,387	2,505	2,574
出生数		3,255	3,346	3,566
訪問率		75.4%	79.9%	79.3%

※訪問率は、訪問件数を出生数で除した数値。

【量の見込みと確保方策】

表5-2 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

(件)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問件数	2,667	2,750	2,864	2,834	2,765
訪問率	90.0%	93.0%	98.0%	100.0%	100.0%
確保方策 ②					
訪問件数	2,667	2,750	2,864	2,834	2,765
② - ①	0	0	0	0	0

【今後の課題と方向性】

「虐待の気づき・発見」、「発生予防」は重要であり、本事業の全数実施がより一層重要な課題です。

今後も妊娠期からの支援強化とすくすく赤ちゃん訪問の周知の工夫、訪問件数を増加させるための課題検討と実施および地域連携の強化に取り組みます。

(6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童および特定妊婦、同条第8項に規定する要保護児童数などを勘案して、適切な目標事業量を設定します。

【現在の取組み】

①養育支援訪問（子ども育成課）

子育て支援センター（家庭あんしんセンター内）では、保健所・保健センターなどの関係機関と連携して、保護者の不適切な養育態度、極度の養育不安など、児童の健全な成長に懸念が持たれる家庭に対して、児童虐待の予防的支援を行っています。

表6-1 養育支援訪問実績数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
育児支援ヘルパー派遣	212	294	377
児童虐待予防的支援	373	299	232

(件)

【量の見込みと確保方策】

表6-2 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業の量の見込みと確保方策

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
養育支援件数	600	600	600	575	575
確保方策 ②					
養育支援件数	600	600	600	575	575
② - ①	0	0	0	0	0

(件)

【今後の課題と方向性】

育児支援と児童虐待の早期発見・予防の視点から、実施内容を充実します。

(7) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを実施する事業です。基本的な事業は、交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て支援に関する講座などの開催です。利用希望などを勘案して、適切な目標事業量を設定します。

【現在の取組み】

①地域子育て支援センター（子ども育成課）

- ・子育て相談事業：地域の子育て家庭に対する相談・援助、子育てに関する情報を提供しています。
- ・地域組織化活動事業：地域の子育てを支援するため、各種育児講座の開催や子育て家庭に対し交流の場や機会を提供しています。

表7-1 地域子育て支援センター乳幼児利用実績数

(人日、件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数	4,581	3,660	3,368
利用者数（月平均）	382	305	281
子育て相談件数	60	50	36

※子育て相談件数は、表1-2 子育てひろば事業相談件数実績数の内数。

②児童センター事業（子ども育成課）

児童センターは、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊び場を提供し、児童の健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的とする施設です。児童に遊びの機会を提供し、自立援助を行うだけでなく、子育て家庭を支援するため、子育て相談や親子のひろばなどを実施しています。

表7-2 児童センター乳幼児利用実績数

(人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数	207,566	229,493	237,232
利用者数（月平均）	17,297	19,124	19,769

「親子のひろば」

友達との交流、母親同士の子育ての交流などを主な目的とする事業で、手遊び、紙芝居、季節行事、工作、体操などを通して、親子で楽しいひと時を過ごしています。

表7-3 親子のひろばの実施回数・利用者数（表7-2の内数）

(回数、人日、人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
クラブ数	98	101	103
実施回数	3,128	3,298	3,274
延べ利用者数	52,236	53,123	59,769
利用者数（月平均）	4,749	4,829	5,434

「チャイルドステーション事業（児童センター）」

子育てに関する相談や親同士の交流や情報交換のできる地域の身近な場所として、妊娠期から子育てを支援します。また、授乳やおむつ交換の場として利用できるスペースなど、乳幼児親子が安心して外出できるよう施設を整備しています。

表7-4 チャイルドステーション事業の実施施設数・登録者数（表7-2の内数）

(か所、人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	25	25	25
登録者数	1,149	1,323	1,862

③チャイルドステーション事業（保育園・幼稚園）（保育課）

保育園・幼稚園を地域に開放し、様々な事業を実施することで、保育士などが子育てに関する専門知識を提供し、保護者が気軽に相談できる場として、地域の子育て支援を行っています。

表7-5 チャイルドステーション事業（保育園・幼稚園）の実施施設数・登録者数

(か所、人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	40	40	41
登録者数	2,174	1,542	1,272

④地域交流室ポップンルーム（保育課）

在宅で子育て中の就学前の乳幼児と保護者の方を対象に地域交流室を開放しています。交流室は、荏原保健センター内にあります。保育士が見守り、安全・安心で衛生的に行っています。

表7-6 地域交流室ポップンルーム実績数

(人日、日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数	4,640	5,128	4,743
利用者数（月平均）	387	427	386
実施日数	246	246	246

【量の見込みと確保方策】

表7-7 地域子育て支援拠点事業の量の見込み（ニーズ量）と確保方策

(人回/1月あたり)

ニーズ量 ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
地域子育て支援拠点利用件数	22,523	21,669	21,488	21,331	20,984
確保方策 ②					
地域子育て支援拠点利用件数	22,523	21,669	21,488	21,331	20,984
② - ①	0	0	0	0	0

【今後の課題と方向性】

地域ぐるみの子育て支援をより一層充実させるべく、必要な情報の提供や利用者支援を強化します。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。利用希望などを勘案し、また、他の子育て援助活動支援事業などによる対応を考慮し、適切な目標事業量を設定します。

【現在の取組み】

① 幼稚園における預かり保育（保育課）

教育時間終了後から在園児を対象として、就労形態の多様化にともなう社会要請に対応し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を整備するため、預かり保育を行っています。

表8-1 区立幼稚園等預かり保育実施施設数・延べ利用者数

(か所、人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	10	10	10
延べ利用者数	32,521	36,281	40,910

表8-2 私立幼稚園預かり保育（きんだあくらぶ）実施施設数・延べ利用者数

(か所、人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
補助金対象園数	7	7	7
延べ利用者数	43,684	46,259	51,459

② 幼稚園以外による一時預かり事業

②-1 一時保育（保育課）

区内在住の保護者が病気や出産、就職活動などで、子どもの保育ができない時に一時的に保育園で預かっています。

表8-3 一時保育の利用実績（区立保育園）

(人、人日)

保育事由		平成23年度	平成24年度	平成25年度
死亡・行方不明	人数	0	1	0
	人日数	0	6	0
入院・通院	人数	164	166	194
	人日数	490	692	696
看護	人数	34	5	43
	人日数	172	43	325
幼稚園休園	人数	88	71	81
	人日数	534	380	487
緊急一時	人数	5	17	14
	人日数	6	43	21
その他	人数	156	111	112
	人日数	834	529	270
合計	延べ利用人数	447	371	444
	延べ利用日数	2,036	1,693	1,799

※上記表中の「幼稚園休園」の利用者は、表8-7 一時預かり事業の量の見込み（ニーズ量）の「②3～5歳幼稚園利用者（2号）」の対象となる。

表8-4 一時保育の利用実績（私立保育園）

(か所、人日)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施保育園数	9	8	9
延べ利用者数	2,292	1,135	1,331

②-2 生活支援型一時保育（オアシスルーム）（保育課）

在宅で子育てをしている保護者がリフレッシュ、通院、買い物など、臨時的・短期的な就労等の理由で一時的な保育を希望される場合に、時間単位の一時的預かりを行っています。

表8-5 生活支援型一時保育（オアシスルーム）の実施場所数・延べ利用者数

(か所、人日)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施場所数	8	8	8
リフレッシュ	2,665	2,792	2,860
通院・出産	1,849	2,563	2,247
ショッピング	357	329	290
美容院	400	380	379
学校などの行事	2,052	2,178	2,147
カルチャースクール	1,204	1,276	1,092
仕事	1,635	1,899	2,005
その他	1,612	1,596	1,566
合計	11,774	13,013	12,586

②-3 緊急一時保育奉仕員（保育課）

保護者の死亡・失踪・離別などにより緊急かつ一時的に保育に欠ける状態にある児童を保育奉仕員が自宅で預かっています。

表8-6 緊急一時保育奉仕員の人数・延べ利用者数

(人、人日)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育奉仕員数	2	2	2
延べ利用日数	271	61	300

【量の見込みと確保方策】

表8-7 一時預かり事業の量の見込み（ニーズ量）

(人日)

	ニーズ量				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①3～5歳 幼稚園利用者（1号）	60,264	62,465	62,232	61,001	58,766
②3～5歳 幼稚園利用者（2号）	79,040	81,952	81,640	79,976	77,012
③幼稚園での一時預 かりを除く利用者	223,778	221,153	219,682	217,066	211,909

※一時預かり事業のニーズ量は、実績値と比較すると大きな差が見られることから、ニーズ量を補正しました。

「量の見込み」は、アンケート調査結果を使用し、国の示した算出方法に基づき計算したものです。潜在的なニーズを含んだ数値のため、各事業の実績値と大きな差がみられることから補正をしていますが、計画の期間中において、実際の利用の需給量と確保方策に大きな差がみられる場合には、数値を見直すとともに、柔軟に運用します。

1. 「①3～5歳幼稚園利用者（1号）」と「②3～5歳幼稚園利用者（2号）」のニーズ量について

一時預かり保育の利用者は、幼稚園の在園児が基本となることから、平成25年度の「就労以外に伴う延べ利用者数」と「就労に伴う延べ利用者数の利用実績値」に、3～5歳児の人口推計の増加率を乗算してニーズ量を補正します。

表8-8 一時預かり事業（①3～5歳幼稚園利用者（1号））の量の見込みと確保方策

(人日)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3～5歳 幼稚園利用者（1号）	23,582	24,442	24,335	23,861	22,979
確保方策 ②					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3～5歳 幼稚園利用者（1号）	23,582	24,442	24,335	23,861	22,979
② — ①	0	0	0	0	0

表8-9 一時預かり事業（②3～5歳幼稚園利用者（2号））の量の見込みと確保方策

(人日)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3～5歳 幼稚園利用者（2号）	77,655	80,489	80,135	78,576	75,671
確保方策 ②					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3～5歳 幼稚園利用者（2号）	77,655	80,489	80,135	78,576	75,671
② - ①	0	0	0	0	0

2. 「③幼稚園での一時預かりを除く利用者」のニーズ量について

「生活支援型一時保育（オアシスルーム）の平成26年6・7月分の実績」から想定される利用数は16,120人日です。

生活支援型一時保育（オアシスルーム）の利用定員枠は、「生活支援型一時保育（オアシスルーム）の平成25年度実績」が16,994人日です。その他の一時預かりの利用定員枠は、公立保育園の一時保育では、42園各園2人ずつ、年間300日の開所とした場合、25,200人日、私立保育園では平成25年度の実績値から1,300人日あり、全体の利用定員枠の合計は、43,494人日です。在宅者と幼稚園利用者の利用希望数は、全ての事業の利用定員枠を合計した数で満たされていることから、利用定員枠を補正ニーズ量とします。

表8-10 一時預かり事業（③幼稚園での一時預かりを除く利用者）の量の見込みと確保方策

(人日)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園での一時預かりを除く利用者	43,494	43,494	43,494	43,494	43,494
確保方策 ②					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園での一時預かりを除く利用者	43,494	43,494	44,994	44,994	46,494
② - ①	0	0	1,500	1,500	3,000

【今後の課題と方向性】

生活支援型一時保育（オアシスルーム）の利便性の向上を図るため、実態と利用者の要望を踏まえて、引き続き内容を検討します。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

児童が発熱などで急に病気になった場合、病院・保育園に付設された専用スペースにおいて看護師などが一時的に保育する事業および保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室で看護師などが緊急的な対応を行う事業です。利用希望を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

【現在の取組み】

①病児保育（保育課）

区内在住で、保育園や幼稚園などに通園している子どもが病気なため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを医療機関併設の保育室で一時的に預かっています。

表9-1 病児保育の実施施設数・延べ利用者数

(か所、人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	1	2	2
延べ利用者数	241	271	691

②病後児保育（保育課）

区内在住で、保育園や幼稚園などに通園している子どもが病気の回復期のため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを保育園で一時的に預かっています。

表9-2 病後児保育の実施施設数・延べ利用者数

(か所、人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	3	4	4
延べ利用者数	1,185	1,261	1,107

【量の見込みと確保方策】

表9-3 病児保育事業の量の見込み（ニーズ量）

(人日)

ニーズ量				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
36,248	36,192	35,975	35,483	34,541

※病児保育事業のニーズ量は、実績値と比較すると大きな差がみられることから、ニーズ量に利用率を乗算して補正しました。

平成25年度の利用可能な年間定員は7,040人（内訳：病児2,080人、病後児4,960人）、実際の利用人数は、年間1,798人（内訳：病児は691人、病後児は1,107人）から利用率（25.5%）を算出し、ニーズ量に乘算して補正します。

表9-4 病児保育事業の量の見込みと確保方策

(人日)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
病児保育事業	9,243	9,229	9,174	9,048	8,808
確保方策 ②					
病児保育事業	7,040	7,040	7,690	7,690	7,690
② - ①	△2,203	△2,189	△1,484	△1,358	△1,118

【今後の課題と方向性】

子どもが病気で集団保育が困難であり、保護者が仕事を休めない場合の保護者の子育てと就労の両立支援を行うとともに、児童福祉の向上に引き続き努めます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かりなどの援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績に基づき、一時預かり事業などの他の事業による対応の可能性も勘案して、適切な目標事業量を設定します。

【現在の取組み】

①ファミリー・サポート事業（子ども家庭支援課）

依頼会員と提供会員の会員組織「ファミリー・サポート・センター」を区内2か所に設置し、地域で子育てを支えあう仕組みづくりを行っています。

表10-1 ファミリー・サポート・センター活動状況

(1) 平塚ファミリー・サポート・センター

(人、件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
提供会員数	234	229	257
依頼会員数	1,581	1,708	1,952
提供兼依頼会員数	29	24	23
活動件数	3,746	3,739	2,775

(2) 大井ファミリー・サポート・センター

(人、件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
提供会員数	170	190	193
依頼会員数	921	1,085	1,329
提供兼依頼会員数	21	21	23
活動件数	3,129	3,791	3,873

【量の見込みと確保方策】

表10-2 子育て援助活動支援事業の量の見込み（ニーズ量）と確保方策

(人日)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子育て援助活動 件数	1,273	1,318	1,346	1,370	1,403
確保方策 ②					
子育て援助活動 件数	1,273	1,318	1,346	1,370	1,403
② - ①	0	0	0	0	0

※ニーズ量の対象者は5歳のみ。

【今後の課題と方向性】

地域で子育てを支える相互援助活動をより充実させるため、提供会員の確保に努めます。

(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。出生の届出や母子手帳の発行件数などを勘案して、適切な目標事業量を設定します。

【現在の取組み】

①妊婦健康診査（健康課）

妊婦の健康管理と流産・早産の防止、母・児童の障害予防を目的として、専門医療機関に委託して健診を実施しています。1妊娠期間中、妊婦健康診査を14回までと、超音波検査を1回、公費助成しています。

表11-1 妊婦健康診査（指定医療機関実施）

	(枚数)		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊婦健康診査 (1回目受診票)	3,448	3,702	3,810
妊婦健康診査 (2～14回目受診票)	33,550	33,983	38,177

【量の見込みと確保方策】

表11-2 妊婦に対して健康診査を実施する事業の量の見込みと確保方策

(枚数)					
量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
妊娠届出数 (件)	3,628	3,620	3,577	3,469	3,385
1回目受診票	3,263	3,256	3,217	3,120	3,044
2～14回目受診票	31,728	31,661	31,285	30,340	29,600
受診票件数計	34,991	34,918	34,502	33,460	32,644
確保方策 ②					
受診票作成件数	34,991	34,918	34,502	33,460	32,644
② - ①	0	0	0	0	0

【今後の課題と方向性】

母子保健法第13条の規定の主旨を踏まえ、妊産婦・乳児の死亡率の低下、流産・早産の防止、母・児童の障害防止などに資することを目的に、必要な妊婦健康診査を実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定を受けた児童が特定教育・保育等を受けた場合で、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用等として自治体が定めるものの全部または一部を助成する事業です。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力を活用していく事業です。

※上記の2事業（「(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業」と「(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」）は、現在国において詳細を検討中です。詳細が提示され次第、区として検討します。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容

区では就学前の乳幼児が等しく質の高い保育・教育を受け、滑らかに小学校へ入学するための基礎をしっかりと身に付けることを目的として、幼保一元化に取り組み、0歳児からの保育・教育の充実に努めています。

その成果として、乳幼児教育実践の手引きとして作成した「のびのび育つしながわっこ」やその内容を踏まえ、「～保幼小ジョイント期カリキュラム～ しっかり学ぶしながわっこ」を策定し、これらの活用により、乳幼児教育の充実と子育て環境のさらなる向上へと結びつくよう、引き続き取り組みます。

また、乳幼児の保育・教育内容に高い関心を持ち、より良い保育・教育を望む保護者が増えていく中、区立幼稚園に認可保育園を併設する幼保一体施設や私立幼稚園の園長らによるNPOに委託した就学前乳幼児教育施設の設置、保育所型認定こども園の開設など、幼保一体化を意識的に進めて、乳幼児教育のさらなる質の向上に努めてきました。

さらに、子どもを次世代に送り出すすべての施設においては、地域で子育てを支えあう環境を整備すること、家庭や地域の教育力を高め「子育て、親育ち」を支援する必要がある、公立の全保育園・幼稚園・児童センターを「チャイルドステーション」とし、育児相談や親仲間同士で交流・情報交換ができる場所として開放しており、今後もこれらの施設をさらに充実します。

新制度では、幼稚園と保育園の特長をあわせ持つ「認定こども園制度」が改善され、既存の施設が認定こども園へ移行することが期待されており、区としても私立の認定こども園への移行を推進します。

【現在の取組み】

① 幼保一体施設

幼稚園と保育園のそれぞれの長所を活かした、0歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う品川区独自の事業（施設）を推進しています。

表4-1 幼保一体施設（年齢区分型）の施設数と定員、園児数（平成26年4月1日現在）

施設数	保育園（0～3歳）		幼稚園（4・5歳）		定員合計	園児数合計
	定員	園児数	定員	園児数		
2	117	116	210	205	327	321

表4-2 幼保一体施設（幼保連携並列型）の施設数と定員、園児数（平成26年4月1日現在）

施設数	保育園（0～5歳）		幼稚園（4・5歳）		定員合計	園児数合計
	定員	園児数	定員	園児数		
3	334	320	210	206	544	526

表4-3 品川区立就学前乳幼児教育施設の施設数と定員、園児数（平成26年4月1日現在）

施設数	保育園（0～2歳）		幼児教育施設（3～5歳）		定員合計	園児数合計
	定員	園児数	定員	園児数		
1	46	46	54	71	100	117

②認定こども園

保育園機能とあわせて、保護者の就労の有無を問わない短時間利用児の受け入れ枠を設け、保育と教育を一体的に行っています。

表4-4 保育所型認定こども園の施設数と定員、園児数（平成26年4月1日現在）

	施設数	定員	園児数
		(うち認定こども園枠4・5歳児)	(うち認定こども園枠4・5歳児)
認定こども園	4	373 (35)	403 (25)
(内訳)			
区立	3	308 (30)	340 (23)
私立	1	65 (5)	63 (2)

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、区内関係機関と連携して横断的に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、区民と連携して、多くの方の意見を取り入れ、施策を展開していきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組みます。

2 進捗状況の管理

本計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）とともに計画全体の成果（アウトカム）の点検・評価が重要です。子ども・子育ておよび次世代育成支援の推進は、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、品川区子ども・子育て会議の審議において、各年度で利用者の視点に立ち、区民や各子ども・子育て支援事業者の意見を踏まえ、計画の指標を点検・評価して施策の改善につなげます。



資料編

資料編 1 会議委員名簿および審議経過

1 品川区子ども・子育て会議（次世代育成支援対策推進協議会）委員名簿

(任期：平成25年8月29日から平成27年3月31日)

選任区分	氏 名	
学識経験者	河津 英彦	淑徳大学教育学部 教授
学識経験者	吉田 正幸	(株) 保育システム研究所 代表
主任児童委員	安藤 正道	品川区民生委員協議会 主任児童委員部会 副部会長
医療機関関係者	浅野 優	一般社団法人品川区医師会 理事
青少年委員	有馬 成美	品川区青少年委員会 会長
教育関係者	森嶋 尚子	品川区立延山小学校 校長
関係行政機関	森下 英志 (H25.8.29～H26.3.31)	東京都品川児童相談所 所長
	上川 光治 (H26.4.1～H27.3.31)	
事業主関係者	山下 智栄子	東京商工会議所 品川支部 情報産業分科会 副分科会長
労働者団体代表者	緑川 秀勝 (H25.8.29～H26.1.22)	日本労働組合総連合会 東京都連合会 品川地区協議会 事務局長
	若槻 まどか (H26.1.23～H27.3.31)	
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	高田 亜希	(株) 空のはね 代表取締役
品川区私立幼稚園協会代表	甘利 直義	品川区私立幼稚園協会 会長
品川区私立保育園連合会代表	川西 絹子	品川区私立保育園連合会 会長
子ども・子育て支援に関する 事業の利用者	安藤 公一	公益社団法人 東京青年会議所 品川区委員会
私立幼稚園利用者	伊藤 句里子	品川教会附属幼稚園 PTA
区立幼稚園利用者	林 雅子	区立第一日野幼稚園 前PTA会長
私立保育園利用者	平林 貴子	石井保育園 前PTA会長
区立保育園利用者	兼高 智仁	区立南大井保育園 PTA会長
公募区民	稲垣 百合恵	
公募区民	佐藤 典子	
公募区民	相馬 ルリ子	

(敬称略)

2 審議経過

【平成 25 年度】

会議	開催日時・場所	議事
第 1 回	平成 25 年 8 月 29 日 (木) 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 子ども・子育て会議について (2) 品川区の子育て施策の現状について (3) 子ども・子育て支援新制度について (4) 利用希望把握調査について
第 2 回	平成 25 年 11 月 11 日 (月) 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 利用意向調査の結果について (2) 品川区子ども・子育て支援事業計画について
第 3 回	平成 26 年 3 月 19 日 (水) 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て支援事業計画の素案について 1. 幼児期の学校教育・保育の量の見込み 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み (2) 平成 26 年度以降の会議の進め方について

【平成 26 年度】

会議	開催日時・場所	議事
第 1 回	平成 26 年 6 月 12 日 (木) 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て計画 (案) の策定について 1. 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進行動計画との一体化 2. 子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」と「確保方策」 (2) 今後のスケジュールについて
第 2 回	平成 26 年 9 月 2 日 (火) 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て計画 (案) の策定について 1. 子ども・子育て支援事業計画について 2. 次世代育成支援対策推進行動計画 (後期) 主要事業の実績と成果について 3. 第 3 次次世代育成支援対策推進行動計画について (2) 今後のスケジュールについて
第 3 回	平成 26 年 10 月 16 日 (木) 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て計画 (素案) の策定について (2) 今後のスケジュールについて 1. 保育の必要性について 2. 利用者負担について
第 4 回	平成 27 年 1 月 15 日 (木) 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て計画 (素案) へのパブリックコメントについて (2) 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について (3) 利用者負担の考え方について (4) 第 2 期品川区子ども・子育て会議 (品川区次世代育成支援対策推進協議会) について

資料編2 「量の見込み」の考え方

1 人口推計（0歳～11歳）

※平成26年度以降の推計値の算出方法

$$\frac{\text{平成25年度の住民基本台帳人口数（外国人含む）}}{\text{「就学前人口（外国人含まず）」}} \times \text{「就学前人口」} = \text{「人口推計値」}$$

	平成25年度	平成26年1月1日	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	3,313	3,446	2,998	2,963	2,957	2,922	2,834	2,765
1歳	3,130	3,267	3,307	2,991	2,958	2,951	2,966	2,878
2歳	2,973	3,038	3,076	3,250	2,940	2,908	2,917	2,932
3歳	2,880	2,938	2,929	3,031	3,202	2,896	2,870	2,879
4歳	2,750	2,846	2,879	2,928	3,031	3,202	2,888	2,861
5歳	2,730	2,743	2,727	2,856	2,904	3,005	3,165	2,856
0歳～5歳 計	17,776	18,278	17,916	18,019	17,992	17,884	17,640	17,171
6歳～8歳 計	7,457	7,664	7,822	8,101	8,386	8,561	8,716	8,921
9歳～11歳 計	7,069	7,061	7,098	7,298	7,494	7,857	8,118	8,368
合計	32,302	33,003	32,836	33,418	33,872	34,302	34,474	34,460

2 「量の見込み」の算出にあたっての家庭類型の分類

対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型（8種類）」を設定する。

（家庭類型合計 3,281件・有効回収数 3,558件）

タイプ	父母の有無と就労状況		家庭類型		年齢統合	
			現在	将来	実数	割合
A	ひとり親家庭	0歳	15	15	145	4%
		1・2歳	45	45		
		3歳以上	85	85		
B	父母ともに「フルタイム」	0歳	317	339	1,530	47%
		1・2歳	542	569		
		3歳以上	594	622		
C	「フルタイム」と「長時間のパートタイム」 （保育園利用を想定）	0歳	37	32	227	7%
		1・2歳	83	80		
		3歳以上	130	115		
C'	「フルタイム」と「短時間のパートタイム」 （幼稚園利用を想定）	0歳	10	7	128	4%
		1・2歳	20	20		
		3歳以上	107	101		
D	専業主婦（夫）	0歳	253	239	1,234	38%
		1・2歳	468	446		
		3歳以上	553	549		
E	父母ともに「長時間のパートタイム」 （保育園利用を想定）	0歳	2	2	5	0%
		1・2歳	2	2		
		3歳以上	1	1		
E'	「長時間のパートタイム」と「短時間のパートタイム」 （幼稚園利用を想定）	0歳	0	0	0	0%
		1・2歳	0	0		
		3歳以上	0	0		
F	無業×無業	0歳	0	0	12	0%
		1・2歳	8	6		
		3歳以上	9	6		

※「フルタイム」就労時間 月160時間以上

※「長時間パートタイム」就労時間 月120時間以上160時間未満

※「就労下限時間（区）」就労時間 月48時間

3 「量の見込み」を算出する項目

対象事業	認定区分	家庭類型タイプ	対象年齢	
1 教育標準時間認定(認定こども園および幼稚園) <専業主婦(夫)家庭、就労短時間家庭>	1号認定	C'、D、E'、F	3~5歳	教育・保育の 量の見込み
2 保育認定①(幼稚園) <共働きであるが幼稚園利用のみの家庭>	2号認定	A、B、C、E	3~5歳	
保育認定②(認定こども園及び保育所)	2号認定	A、B、C、E	3~5歳	
3 保育認定③(認定こども園及び保育所+地域型保育)	3号認定	A、B、C、E	0歳、1・2歳	地域子ども・子 育て支援事業
4 利用者支援事業			0~5歳、1~6年生	
5 時間外保育事業		A、B、C、E	0~5歳	
6 放課後児童健全育成事業		A、B、C、E	1~3年生、4~6年生	
7 子育て短期支援事業		全ての家庭類型	0~18歳	
8 地域子育て支援拠点事業		全ての家庭類型	0~2歳	
9 一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他		全ての家庭類型 全ての家庭類型	3~5歳 0~5歳	
10 病児保育事業		A、B、C、E	0~5歳、1~6年生	
11 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		全ての家庭類型	0~5歳、1~3年生、 4~6年生	

4 教育・保育の量の見込み

○量の見込みの算出方法

「推計児童数(人)」 × 「将来家庭類型(割合)」 = 「家庭類型別児童数(人)」

「家庭類型別児童数(人)」 × 「利用意向率(割合)」 = 「量の見込み(人)」

<1号認定> (認定こども園及び幼稚園)

対象となる将来家庭類型	対象年齢	ニーズ量(定期的にご利用したい方(人))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
タイプC'、D、E'、F	3歳以上	3,595	3,725	3,712	3,639	3,506

<2号認定> (幼稚園利用を想定)

対象となる将来家庭類型	対象年齢	ニーズ量(定期的にご利用したい方(人))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
タイプA、B、C、E	3歳以上	304	315	317	310	297

<2号認定> (認定こども園及び保育所)

対象となる将来家庭類型	対象年齢	ニーズ量(定期的にご利用したい方(人))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
タイプA、B、C、E	3歳以上	4,523	4,687	4,667	4,578	4,410

<3号認定> (認定こども園及び保育所+地域型保育)

対象となる将来家庭類型	対象年齢	ニーズ量(定期的にご利用したい方(人))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
タイプA、B、C、E	0~2歳	5,187	4,994	4,954	4,916	4,835

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

5 時間外保育事業

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	ニーズ量(当該事業を利用したい方(人))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
タイプA、B、C、E	0～5歳	3,270	3,264	3,245	3,201	3,116

6 放課後児童健全育成事業

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	ニーズ量(当該事業を利用したい方(人))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
タイプA、B、C、E	低学年	4,032	4,174	4,261	4,338	4,440
	高学年	2,710	2,782	2,917	3,013	3,107

7 子育て短期支援事業

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	ニーズ量(当該事業を利用したい日数(人日))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
全ての家庭類型	0～5歳	947	945	938	925	901

8 地域子育て支援拠点事業

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	ニーズ量(当該事業を利用したい回数(人回))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
全ての家庭類型	0～2歳	22,523	21,669	21,488	21,331	20,984

9 一時預かり事業

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	ニーズ量(当該事業を利用したい日数(人日))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
タイプC'、D、E'、F(1号認定)	3～5歳	60,264	62,465	62,232	61,001	58,766
タイプA、B、C、E(2号認定)	3～5歳	1,520	1,576	1,570	1,538	1,481
全ての家庭類型	0～5歳	223,778	221,153	219,682	217,066	211,909

10 病児保育事業

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	ニーズ量(当該事業を利用したい日数(人日))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
タイプA、B、C、E	0～5歳	36,248	36,192	35,975	35,483	34,541

11 子育て援助活動支援事業(就学時のみ)

対象となる潜在家庭類型	対象年齢	ニーズ量(当該事業を利用したい日数(人日))				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
全ての家庭類型	5歳	1,273	1,318	1,346	1,370	1,403

資料編3 子ども・子育て支援事業計画の策定にともなう意向調査結果概要

調査結果概要

本事業計画を作成するにあたり、子どもの保護者の特定教育・保育施設等および地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向、子どもとその保護者が置かれている環境、その他の事業を正確に把握したうえで、これらを勘案して作成する必要があることから意向調査を実施しました。主な調査結果概要は以下のとおりです。

調査対象	①区内に居住する0歳～3歳未満の子どもを持つ保護者 3,200人 ②区内に居住する3歳～就学前の子どもを持つ保護者 2,800人	
調査方法	郵送によるアンケート調査	
調査期間	平成25年9月11日に発送、9月30日締切	
配布数・回収数	配布数 6,000件 有効回収数 3,558件 有効回収率 59.3%	
	①3歳未満 配布数 3,200件 有効回収数 1,967件 有効回収率 61.5%	②3歳以上 配布数 2,800件 有効回収数 1,591件 有効回収率 56.8%

<調査結果のポイント>

- ・子育てと就労についての考え方：3歳未満・以上とも、母親は「在宅での子育て」が約30%、「保育を利用して働きながら子育て」が約65%、父親は「在宅での子育て」が3%、「保育を利用して働きながら子育て」が約50%、「配偶者が在宅で自分は働く」が約30%。
- ・母親の就労状況：3歳未満では49.3%がフルタイム（うち14.6%が産休・育休・介護休業中）
3歳以上では43.6%がフルタイム（うち3.9%が産休・育休・介護休業中）
- ・父親の就労状況：3歳未満・3歳以上とも約9割がフルタイム。育休等、パート・アルバイトは1%未満
- ・定期的な教育・保育の利用状況：「利用している」は3歳未満では48.0%、3歳以上では96.5%
- ・利用している教育・保育事業：3歳未満では「認可保育所」が61.4%、「認証保育所」が16.4%
3歳以上では「幼稚園」が43.9%、「認可保育所」が40.8%、「幼稚園の預かり保育」が12.1%
- ・利用したい教育・保育事業：3歳未満では「認可保育所」が53.7%、「幼稚園」が51.9%、「幼稚園の預かり保育」が41.2%、「幼保一体施設」が34.0%、「認定こども園」が30.5%
3歳以上では「幼稚園」が53.0%、「認可保育所」が41.5%、「幼稚園の預かり保育」が41.1%、「幼保一体施設」が25.2%、「認定こども園」が19.4%
- ・利用している地域子育て支援拠点事業：「利用している」は3歳未満では43.7%、3歳以上では26.7%
- ・利用したい地域子育て支援拠点事業：「今後利用したい」、「利用日数を増やしたい」は3歳未満では46.7%
3歳以上では33.0%
- ・土曜・日曜や長期休暇中の教育・保育事業の利用：3歳未満・以上ともに、「利用する必要がない」が約6割、「月1～2回利用したい」が約3割。幼稚園利用者の長期休暇中の利用希望は「週に数日」が63.1%、「利用する必要はない」が23.7%。
- ・病気の際の対応（平日の教育・保育利用者）：病児・病後児のための保育施設等の利用は、3歳未満では「利用したい」が57.9%、「利用しない」が35.3%に対して、3歳以上は「利用したい」が49.4%、「利用しない」が45.1%。
- ・不定期の教育・保育事業の利用：3歳未満・以上ともに、「利用していない」が約7割だが、利用希望は約6割。
- ・放課後の過ごし方の希望（5歳児）：「すまいるスクール」が74.3%、「塾・習い事」が49.8%、「自宅①家族とともに過ごす」が38.8%
- ・母親の育児休暇の取得状況：3歳未満では「取得した（取得中である）」が48.7%、「取得していない」が12.0%
3歳以上では「取得した（取得中である）」が42.4%、「取得していない」が13.5%
- ・父親の育児休暇の取得状況：3歳未満では「取得した（取得中である）」が4.9%、「取得していない」が86.1%
3歳以上では「取得した（取得中である）」が3.7%、「取得していない」が84.9%

資料編4 用語集

※「子ども・子育て支援法」を「法」と略します。

【あ行】

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力。変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力のことです。

NPO

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization)の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された「特定非営利活動促進法」により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になりました。

【か行】

家庭的保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業です。(法第7条)

教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、「学校教育法」第1条に規定する幼稚園および「児童福祉法」第39条第1項に規定する保育所のことです。(法第7条)

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。(法第7条)

子育て支援センター

「児童福祉法」の児童家庭支援センターの機能である子どもや家庭に関する総合相談、ショートステイや一時保育など在宅サービス事業の提供や、地域子育てを支援するために交流の場や機会を提供する拠点です。品川区では、「子育て支援センター」という名称で家庭あんしんセンター内に設置し、児童虐待などに対応するための見守りサポートや養育支援訪問事業なども実施しています。

こども家庭あんしんねっと協議会

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童などの早期発見や適切な保護を図るために、平成17年4月施行の「児童福祉法」改正により、「要保護児童対策地域協議会」の設置が法定化されました。品川区では、平成18年7月に「こども家庭あんしんねっと協議会」を設置し、地域ぐるみで要保護児童などに関する相談対応や療育体制の調整などを行っています。

(市区町村などが設置する) 子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援法」第 77 条第 1 項で規定する市区町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」です。区長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項で定める区長の付属機関）。

子ども・子育て関連 3 法

①「子ども・子育て支援法」、②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）、③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国・地方公共団体・地域における子育ての支援を行う者が実施する子どもや子どもの保護者に対する支援を行うことです。（法第 7 条）

(市区町村) 子ども・子育て支援事業計画

5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画で全市区町村が作成します。（法第 61 条）

子ども、児童、若者

「子ども」を表す言葉に、「乳幼児」、「児童」、「若者」などがあります。これらの言葉が指す範囲は法律などにより異なりますが、本文では以下の範囲で使用します。なお、本計画では、「子ども」を概ね 0 歳から 18 歳までとします。

言葉	範囲	参考
乳児	満 1 歳に満たない者	児童福祉法
幼児	満 1 歳から小学校就学始期に達するまでのもの	
少年	小学校就学から満 18 歳までの者	
児童	0 歳以上 18 歳未満の者 (乳児、幼児、少年を合わせたもの)	
若者	思春期（中学生から概ね 18 歳まで）と 青年期（18 歳から概ね 30 歳まで）を合わせたもの	青少年育成施策大綱

【さ行】

事業所内保育

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。（法第 7 条）

次世代育成支援対策推進協議会

各地方公共団体における、「次世代育成支援対策推進行動計画」の策定と推進のために設置するものです。品川区では「品川区次世代育成支援対策推進協議会」を平成 16 年に設置し、前期計画の策定と推進を担ってきました。

平成 21 年度は、学識経験者、児童委員、事業主関係者、公募区民等、15 名の委員で構成され、後期計画の策定に向けた議論を積み重ねています。

次世代育成支援対策推進法

平成 15 年 7 月に、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるために制定されました。この法は、国、地方公共団体、事業主および国民の責務を明らかにし、地方公共団体に対しては市町村行動計画の策定を義務付けるものです。品川区では、「前期計画」（平成 17 年～ 21 年）および「後期計画」（平成 22 年～26 年）を実施してきました。平成 26 年度に、「次世代育成支援対策推進法」が 10 年間の延長となったことを受け、第 3 期計画として「子ども・子育て支援事業計画」とあわせて策定します。

児童虐待

保護者がその監視する児童(18 歳に満たない者)に対し、殴るけるなどの身体的虐待、わいせつ行為などの性的虐待、養育放棄などのネグレクト(Neglect)、言葉などによる心理的虐待を行うことです。

小規模保育

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業です。(法第 7 条)

【た行】

地域スポーツクラブ

「地域スポーツクラブ」とは、生涯スポーツ社会の実現に向けて、地域の子どもから高齢者まで誰もが様々なスポーツに親しみ、健康づくり・体力づくり・生きがいつくりに資する地域の自主的な団体です。

地域にある身近な既存の施設を有効に活用しながら、地域のあらゆる年齢の人びとが気軽に参加できるようなスポーツプログラムを実施しています。

特定教育・保育施設

市区町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。(法第 27 条)

【な行】

認可保育園

保護者が就労や疾病などのために乳幼児の保育ができないとき、保護者に代わって保育する施設で、児童の発達と保護者の就労を支援する施設です。

認証保育所

東京都で定めた要件を満たし、都知事が認証した保育施設です。民間事業者による自主事業で、都市部の多様なニーズに対応することを目的としています。

認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割を持つ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設です。

【は行】

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市区町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みです。(法第19条)

【や行】

幼児教育

幼児に対する教育を意味し、家庭、地域、保育園・幼稚園など、幼児が生活するすべての場において行われる教育を指します。

幼稚園

満3歳から小学校就学までの幼児教育を行う施設です(区立は4・5歳が対象)。預かり保育(教育時間外の保育)については区立では全園、私立では一部を除いて実施しています。

幼保一体施設

幼稚園と保育園のそれぞれの培ってきたメリットを融合させ、0歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う品川区独自の施設です。

要保護児童、要支援児童

「児童福祉法」で定められている言葉です。要保護児童は、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」を指し、社会的養護が必要な子どもや虐待を受けた子どもなどを対象に用いられています。要支援児童は、要保護児童以外の「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」を指し、障害がある子どもなどを対象に用いられています。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事(ワーク)と生活(ライフ)の調和(バランス)を指す言葉で、仕事だけでなく家庭や地域などでの生活も重視しながら、豊かな暮らしを実現していこうとする考え方です。

企業・事業所における長時間労働への対策、休暇の取得促進、出産・育児に関わる休暇や短時間勤務などの制度の整備・活用といった取り組みが行われています。企業・事業所の理解と協力が不可欠であるとともに働く人一人ひとりの働き方の見直しや改善などの取り組みが必要です。

品川区

子ども・子育て計画

平成27年4月1日発行

品川区 子ども未来部 子ども育成課
〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所
電話：03-5742-6720 / FAX：03-5742-6351

SHINAGAWA

